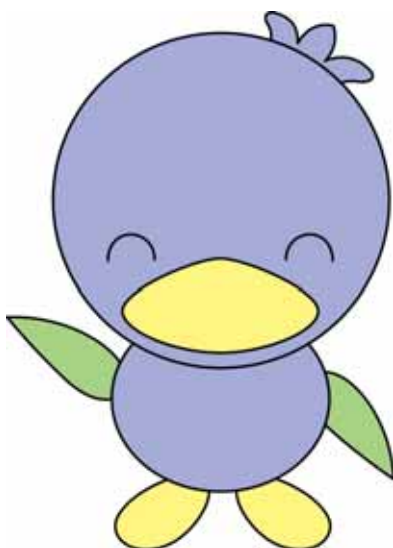


美里町 男女共同参画推進プラン

男女が支えあい尊重しあえる
まちづくりをめざして



美里町マスコット ミムリン

平成28年3月

美 里 町

男女共同参画社会の

実現に向けて



平成 11 年に制定された「男女共同参画社会基本法」は、男女共同参画社会の実現を「21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題」と位置付けています。

男女共同参画は、男女の人権尊重、能力発揮のためであるとともに、少子高齢化の進展、高度情報化、国際化などに対応し、人びとの価値観やライフスタイルの多様性を高めるものです。

また、男女共同参画社会を実現するために、仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスがとれるよう、男女の働き方の見直しが広く進められています。美里町では、平成 23 年に「美里町男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画推進のための施策を進めてきました。平成 27 年度に実施した意識調査の中では、「家庭の場」と「教育の場」においては男女の平等感が高く、一方で「職場」と「社会通念や風潮」においては低い状況となっております。

このことから国や埼玉県の男女共同参画基本計画をもとに「美里町男女共同参画推進プラン」を見直し、新たに防災対策の項目を追加したほか、各課の対応や人口等の基礎資料を更新し、引き続き推進してまいります。

今後も町民の皆様をはじめ企業、関係機関、団体等のご協力をいただきながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 28 年 3 月

美里町長 原 田 信 次

— 目 次 —

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	3
3 計画の期間	3
4 計画の背景	3
(1) 世界の動向	3
(2) 国における取り組み	5
(3) 埼玉県における取り組み	7
(4) 美里町における取り組み	8

第2章 基本理念と基本目標

1 基本理念	9
2 基本目標	9
(1) 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	9
(2) 基本目標2 男女共同参画を進める地域づくり	10
(3) 基本目標3 安心、安全に暮らせる男女共同参画まちづくり	10
3 計画の体系	11
4 男女共同参画に関する美里町の現状と課題	12
(1) 人口と世帯数の状況	12
(2) 審議会等における女性の参画状況	13
(3) 男女共同参画に関する意識調査結果	15
(4) 課題のとりまとめ	18

第3章 計画の内容

1	基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	19
	(施策1) 社会における制度や慣行の見直し、意識改革	19
	(施策2) 政策や方針決定過程への男女共同参画	20
2	基本目標2 男女共同参画を進める地域づくり	21
	(施策1) 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援	21
	(施策2) 働く場における男女共同参画の推進	22
	(施策3) 男女共同参画の視点に立った教育の実施	24
3	基本目標3 安心、安全に暮らせる男女共同参画まちづくり	25
	(施策1) 安心、安全なまちづくりへの男女共同参画	25
	(施策2) 女性の健康支援	27
	(施策3) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	29

第4章 計画の推進

1	庁内推進体制の整備	31
2	住民参加による計画の推進	31
3	国・県等との連携	32

参考資料

【1】	法令等	35
1	日本国憲法（抄）	35
2	女子差別撤廃条約（前文）	35
3	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	36
4	男女雇用機会均等法（抄）	44
5	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章	53
6	男女共同参画社会基本法	55
7	埼玉県男女共同参画推進条例	59
【2】	男女共同参画に関する年表（国際婦人年以降）	62

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

社会は今、急速に進む少子高齢化の進行、家族形態やライフスタイルの多様化、情報化・国際化の進展や経済の成熟化など、人びとをとりまく社会・生活環境はめまぐるしく変化し、価値観も多様化してきています。このような社会変化に対応していくためには、これまでの社会を見直し、新しい社会づくりをすることが必要となってきました。

こうした中、平成11年に「男女共同参画社会基本法」※¹が施行され、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる」男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国の社会を決定する最重要課題と位置づけています。

美里町では、平成23年に「美里町男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画の推進に係る施策を推進してきました。

しかし、男女共同参画社会形成に向けた法律、制度等は整備されてきましたがなお社会の中には、男女平等の確立と、さまざまな分野で男女がともに参画して活躍する社会の実現にはまだ多くの課題が残されています。

国においては、平成19年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」※²（以下「DV※³防止法」という。）、平成21年に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）を改正するなどの関係法令の整備を行いました。

さらに、平成24年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）を改正し、平成25年には「DV防止法」を改正、平成27年には「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

また、本町が平成27年に実施した町民意識調査「美里町の地域福祉に関する意識調査」の中で行った男女共同参画についての意識調査においても、固定的役割分担意識が存在し、男女共同参画社会※⁴を形成していくために、引き続き取り組むべき課題が残されています。

このような状況を踏まえ、町では「美里町男女共同参画推進プラン」の期間終了に当たり、これまでの施策を見直すとともに、女性と男性が互いに人権を尊重し、美里町における男女共同参画社会の実現に向けて、目標を定め、施策を総合的かつ計画的に引き続き推進するため、「美里町男女共同参画推進プラン」を策定するものです。



-
- ※ 1 男女共同参画社会基本法：参考資料 P 5 5 参照
 - ※ 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律：参考資料 P 3 6 参照
 - ※ 3 ドメスティック・バイオレンス（DV）：明確な定義はないが、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」で、身体的・精神的・性的暴力がある。
 - ※ 4 男女共同参画社会：男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

2 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会」を実現するため、長期的展望に立って、総合的な施策を推進するための指針となるものです。
- (2) この計画は、「男女共同参画社会基本法」、国の「第4次男女共同参画基本計画」、「埼玉県男女共同参画基本計画」を踏まえながら、現在作成している「第5次美里町総合振興計画」との整合性を図っています。
- (3) この計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、進むべき方向と具体的な目標及びその目標を達成するための施策体系を明らかにするものです。
- (4) この計画は、社会情勢の変化や男女共同参画を取り巻く環境の変化に対応して、必要に応じて見直しや、新たな課題解決の施策に取り組み、常に改善を図っていくものとします。
- (5) この計画の＜施策3＞女性に対するあらゆる暴力の根絶は、平成19年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の第2条の3第3項に定められた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（美里町DV防止基本計画）」として位置づけます。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、必要に応じて見直しをしていきます。

4 計画策定の背景

(1) 世界の動向

世界の国々では、国連を中心に女性問題への取り組みが行われてきました。

国連は、男女平等の促進等を目標に、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」、また昭和51年(1976年)から昭和60年(1985年)を「国連婦人の10年」と決めました。

国際婦人年には、女性の地位向上のため第1回女性会議を開催し、「世界行動計画」※5を策定しました。さらに国連婦人の10年の最終年には、平成12年(2000年)に向けた「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」※6を採択しました。

また、「世界人権宣言」(1948年)、「人種差別撤廃条約」(1965年)、「国際人権規約」(1966年)、「女子差別撤廃条約」(1979年)、「子どもの権利条約」(1989

年)といった女性や人権に関わる文書を次々と採択しています。

平成7年(1995年)に、中国の北京で開催された第4回世界女性会議では、21世紀に向けての女性の地位向上の指針となる「北京宣言及び行動綱領」が採択され、この行動綱領は、「女性のエンパワーメント※7に関するアジェンダ(予定表)」と位置づけられています。

平成12年(2000年)には、ニューヨークにおいて国連特別総会「女性2000年会議」※8が開催され、各国が今後の取るべき行動などを盛り込んだ「政治宣言」と「成果文書」が採択され、男女共同参画の推進は国際的な大きな流れとなっています。

平成17年(2005年)、これらの行動綱領や成果文書の評価・見直しを目的とした「第49回国連婦人の地位委員会(通称：北京+10)」が開催され、10項目にわたる女性の地位に関する決議が採択されました。

平成19年(2007年)12月に、第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合が開催され、会合の合意文書として「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」が採択され、また、平成20年(2008年)2月に、第52回国連婦人の地位委員会が開催され合意結論として「ジェンダー※9平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達」が採択されました。

平成22年(2010)、第54回国連婦人の地位委員会(通称：北京+15)が開催され、宣言及び行動綱領や成果文章に実施状況の評価について、「宣言」及び7項目からなる「決議」が採択されました。

平成24年(2012年)に、第56回国連婦人の地位委員会で「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」が採択され、平成26年(2014年)に第58回国連婦人の地位委員会で「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」が採択されました。

※5 **世界行動計画**：すべての国連加盟国政府及び、マスメディア、労働組合、学校等に対し、従来の固定観念の洗い直しを要求し、性別役割分業の社会的通念打破を目的とする。

※6 **婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略**：通称、ナイロビ初来戦略。「国連婦人の10年」の目標達成のため、世界行動計画の趣旨を西暦2000年まで延長した。女性の地位向上を妨げている障害を具体的に指摘し、その克服のためになすべき国内措置を提示している。

※7 **エンパワーメント**：「力をつけること」を意味し、この場合は、社会が女性に対して持っている認識や、女性の役割の決められ方を変える力を持つこと。

※8 **女性2000年会議**：2000年、ニューヨークの国連本部で開催された。会議では1995年の第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」の実施状況の評価と、新たにとるべき行動とイニシアティブについて討議された。

※9 **ジェンダー**：社会的・文化的性別。人間が生まれつき持っている生物学的性別ではなく、社会通念や慣習の中で社会的、文化的につくられた「男性像」「女性像」に当てはめられる性別のこと。

(2) 国における取り組み

わが国では、世界の動きを受入れ、昭和50年(1975年)の国際婦人年以降に女性問題への本格的な取り組みがなされるようになりました。

昭和52年(1977年)には、世界行動計画を受けて、女性の人権の保障と地位向上のための「国内行動計画」、10年後の昭和62年(1987年)には、ナイロビ将来戦略を受けた「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されるなど、主に国連の影響によって進められてきました。

また、昭和60年(1985年)には「女子差別撤廃条約」※¹⁰の批准と、「男女雇用機会均等法」※¹¹の制定がなされました。

平成6年(1994年)、全閣僚をメンバーとする男女共同参画推進本部が設置され、その後平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現に向けた基本理念や国・地方公共団体及び国民の責務と、施策の基本となる事項等が明らかにされました。

平成12年(2000年)には、この基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会形成を総合的かつ効果的に図っていくこととなり、平成17年(2005年)に「第2次男女共同参画基本計画」、平成22年(2010年)には「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、「男性、子どもにとっての男女共同参画」など新たに重点分野を設定し、この計画を実効性のあるアクションプランとするために成果目標が設定されました。

この他、平成13年(2001年)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、平成16年(2004年)に被害者の自立支援明確化の観点から改正されました。また、平成18年(2006年)には男女雇用機会均等法が改正され、性別による差別禁止の範囲の拡大や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等が盛り込まれることとなりました。

平成19年(2007年)には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」についても改正され、市町村基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務化されました。

また、同年12月のワーク・ライフ・バランス※¹²推進官民トップ会議において、関係者が積極的に取り組みを進めていくため、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、それに基づき、平成20年(2008年)を「仕事と生活の調和元年」と位置づけました。

平成24年(2012年)に「男女雇用機会均等法」の改正が行われ、同年に「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」が策定されました。

平成25年(2013年)には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部を改正する法律が成立されました。

平成27年(2015年)には、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図るため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定されるとともに、「第4次男女共同参画基本計画」についても策定されました。施策の総合的かつ計画的推進を図るために「基本的な考え方」や「施

策の基本的方向」、「具体的な取組」が定められました。



※10 女子差別撤廃条約：参考資料 P 3 5 参照

※11 男女雇用機会均等法：参考資料 P 4 4 参照

※12 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について自らが希望するバランスで展開できる状態。

(3) 埼玉県における取り組み

埼玉県は、昭和 55 年に「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」を策定し、女性の地位向上の出発点としました。

その後、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保し、ともに責任を負う男女共同参画社会の確立を目指して「2001 彩の国男女共同参画プログラム」を策定しました。

平成 12 年には、全国に先がけて「埼玉県男女共同参画推進条例」※¹³を制定し、条例に基づく初めての男女共同参画に関する基本的な計画として、平成 14 年(2002 年)「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」を策定し、平成 19 年(2007 年)には中間見直しを行い、男女の人権が尊重され、活力ある男女共同参画社会・埼玉の実現に向けた施策を推進しています。さらに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正を受けて、平成 18 年(2009 年)に「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、平成 21 年(2009 年)には、その一部見直しを行いました。

なお、平成 14 年(2002 年)には、埼玉県の男女共同参画社会づくりの総合拠点となる「埼玉県男女共同参画推進センター (With You さいたま)」が開設され、男女共同参画に関する様々な情報収集や相談事業、学習・研修活動の場として幅広く県民に利用されています。

平成 20 年(2008 年)、子育て期の女性の再就職を支援するため、「埼玉県女性キャリアセンター」が「男女共同参画センター (With You さいたま)」内に開設されました。

平成 21 年(2009 年)には「DV 防止法」の一部改正を受け、若年者への啓発、市町村の計画策定への支援などを盛り込んだ「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 2 次)」が策定されました。

平成 24 年(2012 年)に「埼玉県男女共同参画基本計画」(平成 24~28 年度)及び「配偶者等から暴力防止及び被害者支援基本計画(第 3 次)」が策定されました。

また、働く場における女性の活躍を支援するため、産業労働部にウーマノミクス※¹⁴課が設置されました。

※¹³ 埼玉県男女共同参画推進条例：参考資料 P59 参照

※¹⁴ ウーマノミクス：ウーマン+エコノミクスの造語 女性の活躍によって経済を活性化すること。ゴールドマン・サックス証券のキャシー・松井氏が提唱した考え方。

(4) 美里町における取り組み

美里町では、平成23年（2011年）に策定した「第4次美里町総合振興計画後期基本計画」の中で、男女共同参画意識の高揚や女性の社会参画の促進を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針として同年に「美里町男女共同参画推進プラン」を策定しました。

男女共同参画社会づくりの推進に関しては、国・県を中心として、これまで様々な取り組みがなされてきました。しかしながら、いまだに人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中には、性別による差別や偏見、男女の役割に対する固定的な考え方が根強く残り、男女の多様な生き方を阻害していることは否定できません。また、町が実施した町民意識調査においても、固定的役割分担意識が残っていることがうかがえるなど、男女共同参画についての正しい理解が進んでいない状況もみられます。

本プランでは、前回のプランを引き続き推進し、女性の社会参加の拡大や国の「第4次男女共同参画基本計画」、埼玉県の「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案して取り組んでいきます。



第2章 基本理念と基本目標

1 基本理念

男女が支えあい尊重しあえるまちづくりをめざして

少子高齢化や情報化、国際化が進展するなかで、人びとの価値観や生活様式も大きく変化しています。とりわけ女性を取り巻く環境は、女性自身の変化だけでなくさまざまな分野への社会進出や多様な生き方の選択も可能になっています。しかし、いまだに一部の社会的な制約等がその人らしく生きることへの障壁につながることも見られます。

私たちがめざすべき社会は、活力ある地域社会の創出に向け、すべての町民が「男女共同参画社会」の実現に向けての課題や現状を理解するとともに、一人ひとりが性別に関係なく「ひと」としてすべてにおいて尊重され、互いの個性や能力を認め合いながら、あらゆる分野で自らの意志で参画し、ともに歩んでいける社会です。

そこで、本町における男女共同参画社会推進の基本理念を「男女が支えあい尊重しあえるまちづくりをめざして」とします。

2 基本目標

美里町における男女共同参画社会実現のため、以下の3つの基本目標を設定するものとします。

【基本目標1】男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

男女共同参画社会の実現に向けては、国・県を中心に法的な整備が進み、これまでに様々な取り組みがなされてきました。しかしながら、地域社会や家庭内には、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として存在し、様々な分野で解決しなければならない多くの問題が残されています。本町が実施した町民意識調査からも、性別によって役割を固定化する考え方や慣習が依然として残っており、男女平等の実現や男女共同参画の推進を妨げる要因となっています。

社会通念や慣習などは、これまでの長い歴史の中で作られてきたものです。それは地域の文化として形成されてきた部分もありますが、今後、町に住む全ての人々が十分に多様性を発揮しいきいきとした生活を送るためには、このように性別で役割を固定

する考え方や男女間の格差などについて見直しをしていく必要があります。

それには、男女が社会における対等な構成員として、あらゆる意志決定過程に参画することが重要であります。今後も人権尊重の意識の普及促進を図り、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

本プランでは、このような社会通念や慣習などを見直すための各種啓発事業等に取り組み、男女共同参画社会の形成に向けた基盤づくりを進めます。

【基本目標 2】 男女共同参画を進める地域づくり

男女がともに社会のあらゆる分野に参画していくためには、家庭生活、職業生活、地域活動等の活動にバランスよく参画できる環境づくりが重要です。

急激な少子化により、わが国の人口は減少傾向にあることから、男女がともに、仕事と家事・育児・介護などの家庭生活及び社会活動などの調和、いわゆるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を図ることで、生涯を通じて充実した生活を送れるようにするための取り組みが注目されています。

このため、家庭、職場、地域がそれぞれの場面で生活のバランスを保ち、誰もがいきいきと暮らせるよう、ワーク・ライフ・バランスの考えを周知するとともに、男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実を図り、女性と男性が協力できる地域づくりを進めます。

【基本目標 3】 安心、安全に暮らせる男女共同参画まちづくり

男女共同参画社会は、性別による差別がなく、個人としての人権が尊重され、その人らしく生活できることが基本です。

ところが現状では、子育て・介護中の女性、高齢者、障がいのある人、暴力被害を受けた女性などには、多くの問題が残されています。特に、女性が社会の一員として関わっていく環境が十分に整備されているとはいえません。

育児や介護、家事等の家庭内労働の負担割合が女性に大きく偏っているということが、女性の社会参加を阻む原因のひとつとなっています。

そのためには、男女がともに家庭を大切にしながら、その能力を十分に発揮し、生きがいを持って暮らすことができるよう、子育て支援や介護支援の拡充などを図り、だれもが安心、安全に家庭生活が送れるよう、生活環境の整備を進めることが重要です。

また、高齢者や障がい者が生涯にわたって住み慣れた地域で生き生きと生活できるよう各種支援を行います。だれもが安心して暮らせるよう犯罪の起きにくいまちづくりを進めるため防犯体制の整備を進めるとともに、男女共同参画の視点に立った防災体制の推進に努めます。

3 計画の体系

男女が支えあい尊重しあえるまちづくりをめざして

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

【施策1】社会における制度や慣行の見直し、意識改革

- ①男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進
- ②性別による固定的役割分担意識解消
- ③各種相談事業の実施

【施策2】政策や方針決定過程への男女共同参画

- ①審議会等における女性委員の割合の向上
- ②男女の人材発掘・リーダー等の育成

基本目標2 男女共同参画を進める地域づくり

【施策1】家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援

- ①子育て支援等の充実
- ②家庭での男女共同参画の意識啓発

【施策2】働く場における男女共同参画の推進

- ①就労環境の整備促進
- ②農業、商工業における男女共同参画の推進

【施策3】男女共同参画の視点に立った教育の実施

- ①学校教育における男女平等教育の推進
- ②生涯学習における男女共同参画の推進

基本目標3 安心、安全に暮らせる男女共同参画まちづくり

【施策1】安心、安全なまちづくりへの男女共同参画

- ①高齢者支援の充実
- ②障がい者（児）やひとり親家庭の福祉の充実
- ③防犯体制の整備
- ④交通安全対策の充実
- ⑤男女共同参画の視点に立った防災体制の推進

【施策2】女性の健康支援

- ①健康増進事業の推進
- ②母子保健事業の充実
- ③食育の推進

【施策3】女性に対するあらゆる暴力の根絶(DV 防止基本計画)

- ①暴力の防止に向けた意識啓発
- ②相談体制の充実
- ③暴力被害者の保護と支援
- ④多様な自立に関する支援の提供

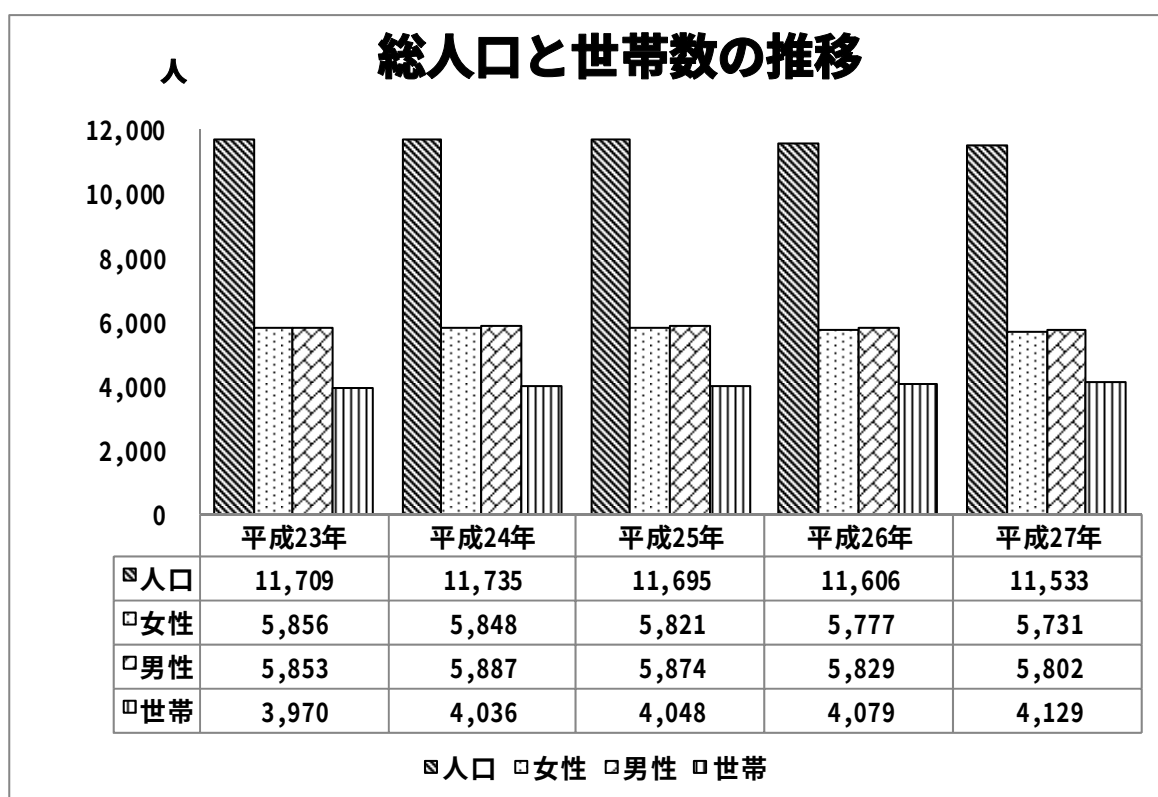
4 男女共同参画に関する美里町の現状と課題

(1) 人口と世帯数の状況

① 人口と世帯数の推移

本町の総人口は、近年5年間に於いて平成24年をピークに減少傾向にあります。また、世帯数は年々増加の傾向にあります。

平成27年4月1日現在の人口11,533人の男女別は、女性5,731人、男性5,802人で、男女ともに年々減少傾向にあります。

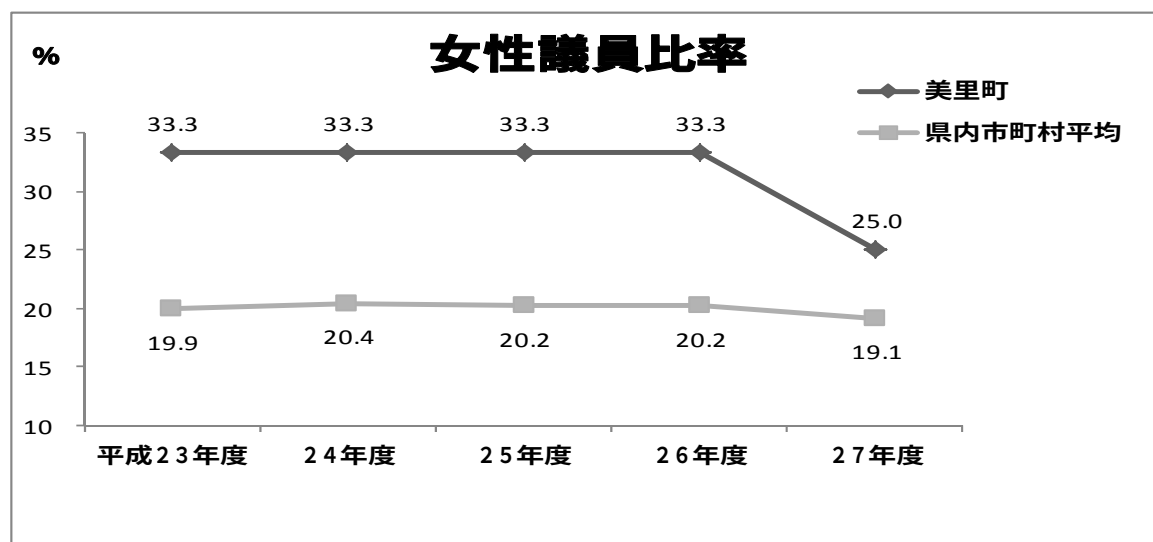


資料：美里町住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 審議会等における女性の参画状況

① 町議会議員

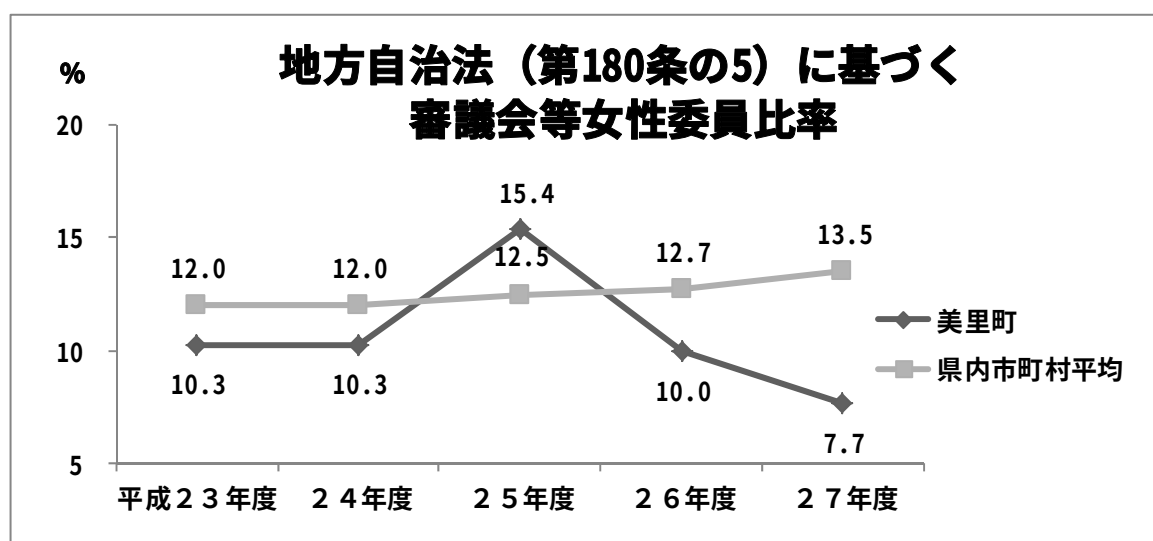
本町の町議会議員については、平成27年は25.0%と減少しましたが、県内市町村平均は19.1%となっており、県内市町村平均よりも5.9%ポイント高い状況です。



資料：埼玉県男女共同参画に関する年次報告（各年度4月1日）

② 地方自治法（第180条の5）に基づく審議会等※15

審議会等における女性委員の比率は、近年5年間に於いて平成25年をピークに減少傾向にあります。平成27年では県内の市町村の平均と比べると5.8ポイント低い状況です。

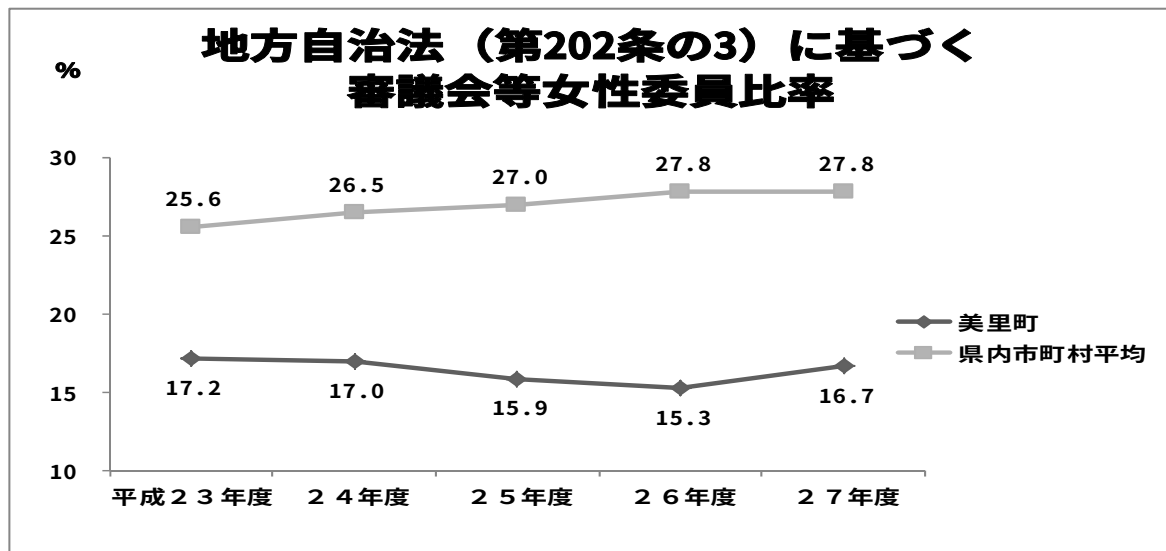


資料：埼玉県男女共同参画に関する年次報告（各年度4月1日）

※15 地方自治法（第180条の5）に基づく審議会等：執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員であり、教育委員会や選挙管理委員会などが含まれます。

③ 地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会等※16

審議会等における女性委員の比率は、近年 5 年間に於いて平成 25 年から減少傾向にありましたが、平成 27 年には 16.7%と増加しました。しかし、県内の市町村の平均と比べると 11.1 ポイント低い状況です。



資料：埼玉県男女共同参画に関する年次報告（各年度 4 月 1 日）

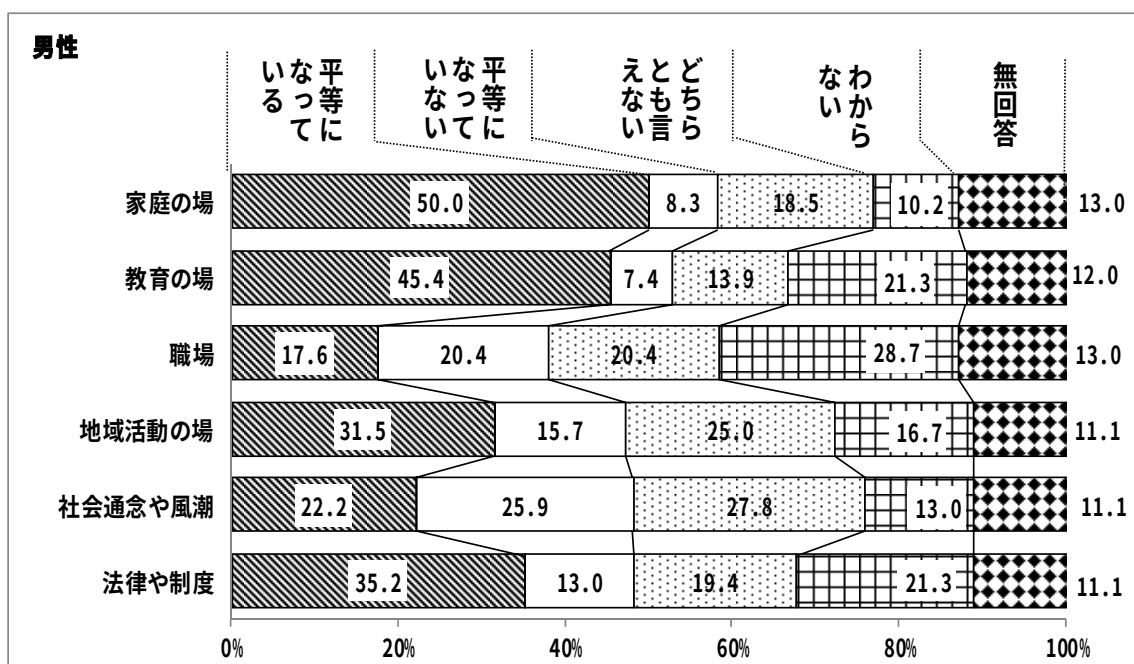
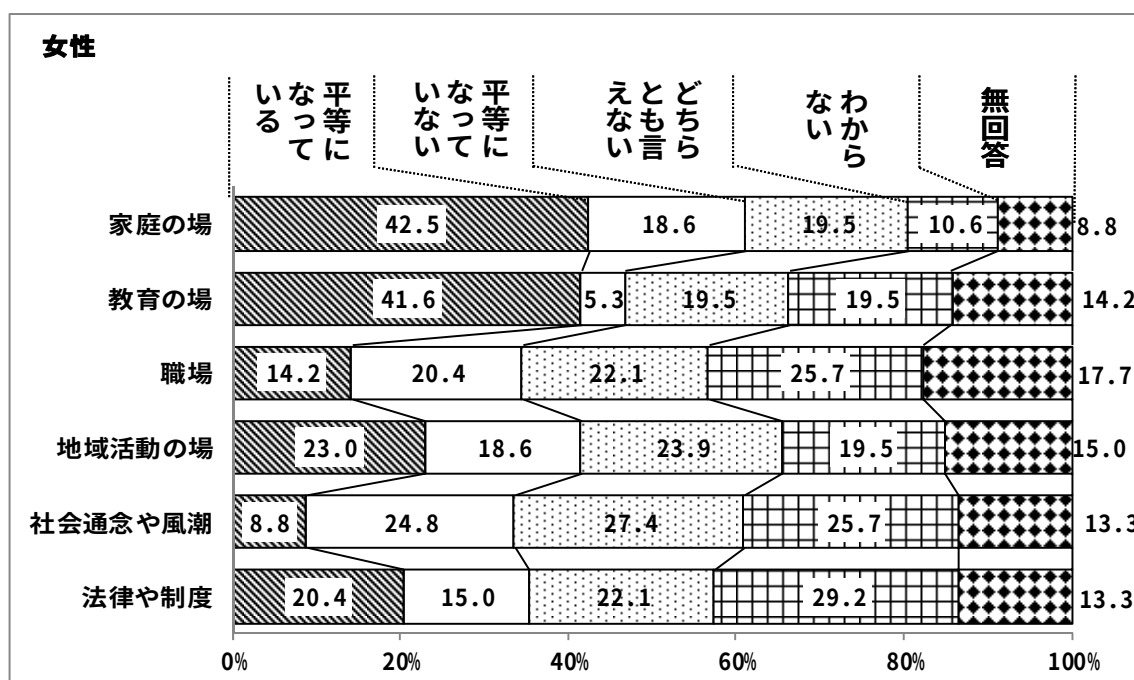
※16 地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会等：普通地方公共団体の執行機関の附属機関が法律もしくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議、又は調査等を行う機関であり、市町村防災会議や民生委員推薦会、社会教育員会などが含まれます。

(3) 男女共同参画に関する意識調査結果

① 男女の地位の平等感

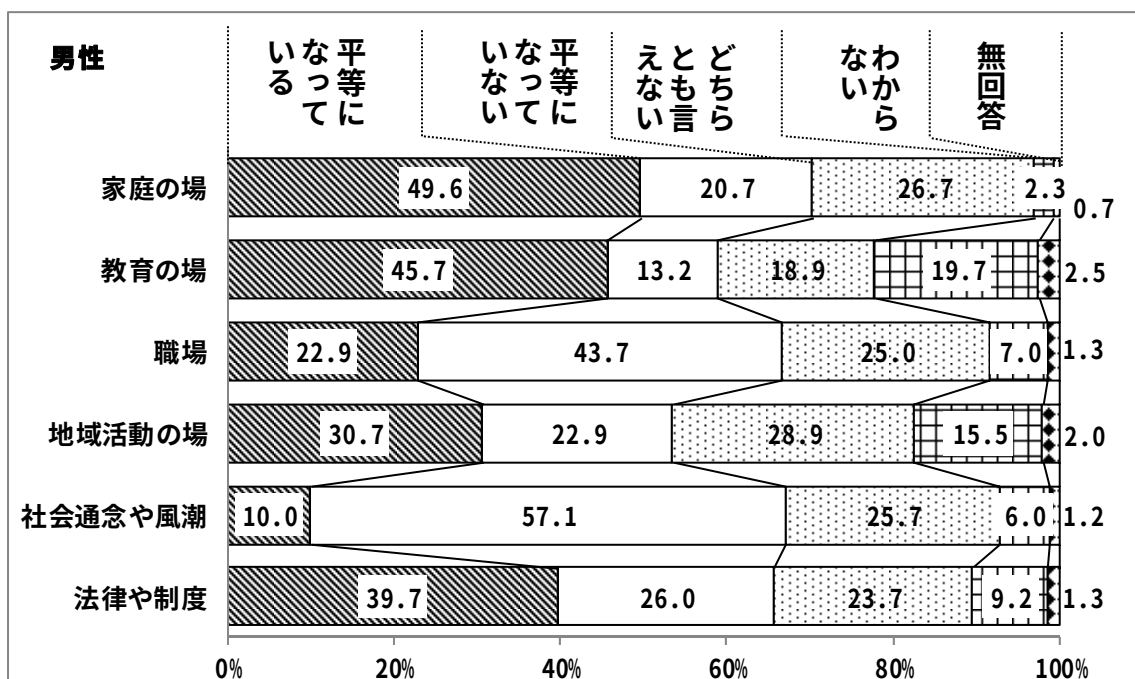
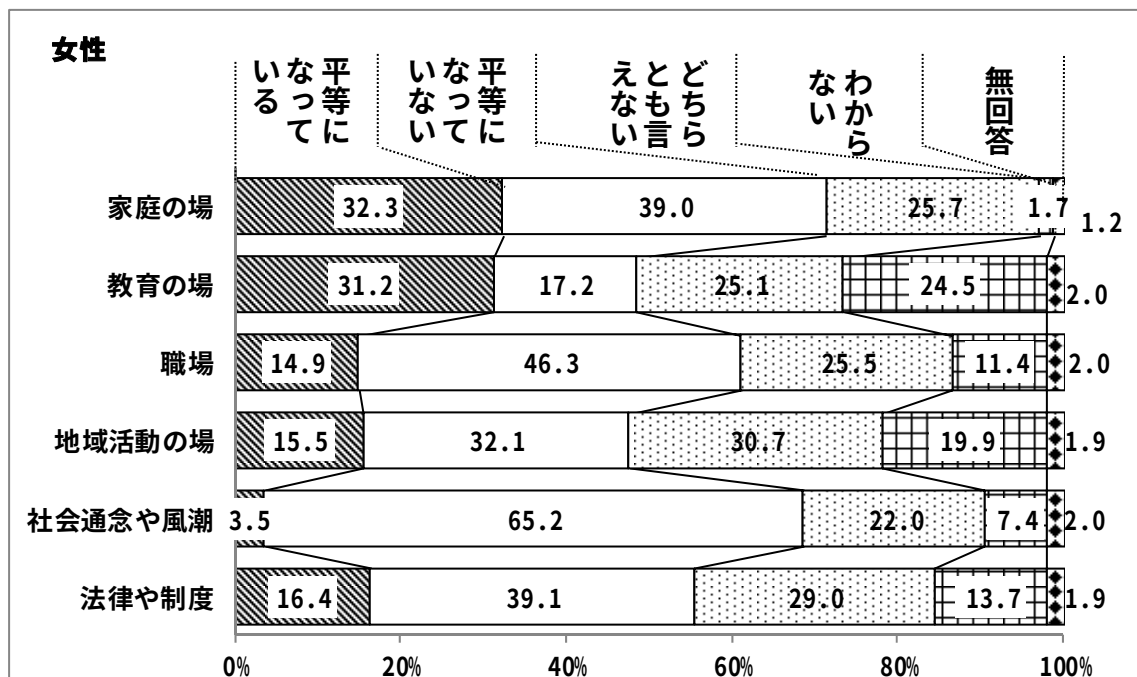
町内在住の20歳以上の町民500人を対象に行ったアンケートの結果をもとに、各分野での男女の地位の平等感を見ると、「家庭」や「教育」では比較的平等感が高く、「職場」や「社会通念や風潮」では低いということが分かります。これは、埼玉県の調査結果とほぼ同じ傾向です。

■ 男女の地位の平等感 : 美里町 ■



資料：美里町の地域福祉に関する意識調査（平成27年度）

■ 男女の地位の平等感 : 埼玉県 ■



資料：平成24年度 埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査（調査対象・県在住の20歳以上の男女3,000人）

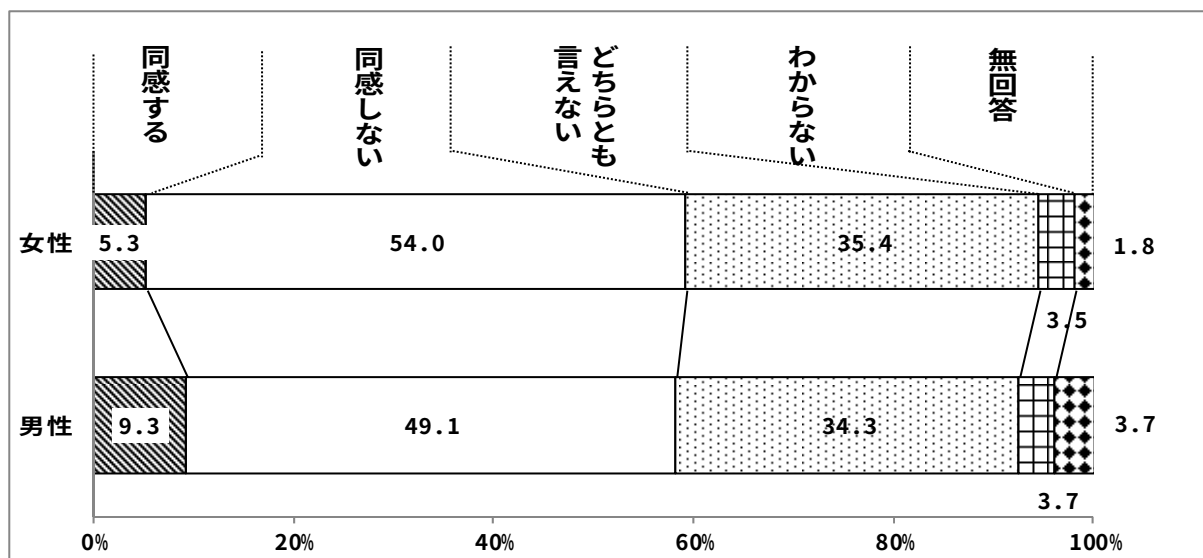
②性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識についてのアンケートによりますと、「同感する」と答えた男女の割合は、埼玉県と比較しても半数にも満たないという結果になりました。

また、「同感しない」が女性で半数を超え、男性でもほぼ半数近くを占めています。これは、埼玉県の調査結果とほぼ同様な結果になっています。

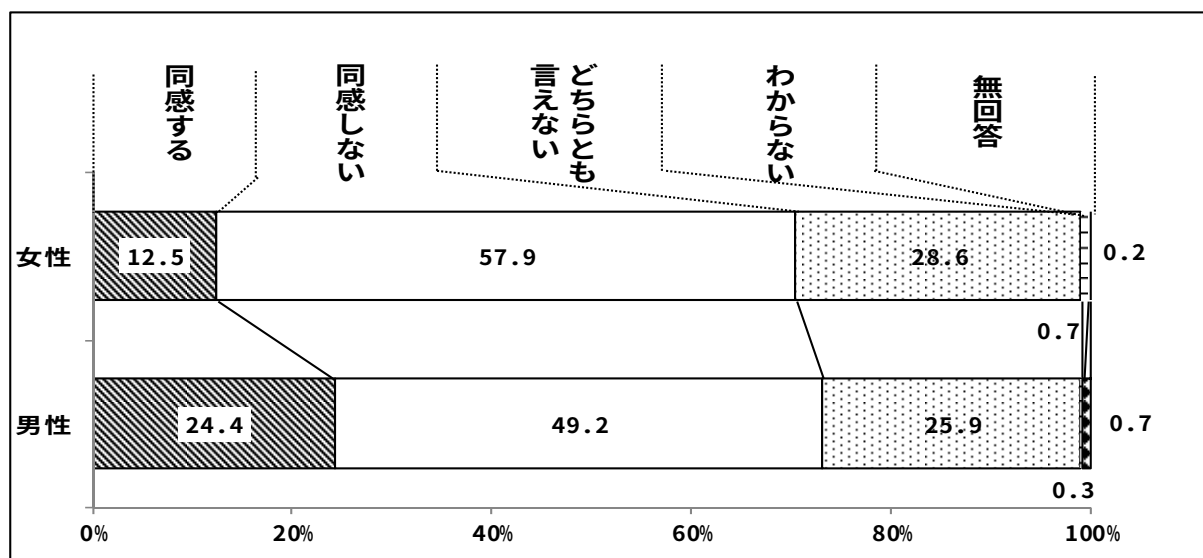
【問】「男は仕事、女は家庭」という考えがありますが、あなたはこの考えに同感しますか。

■ 性別役割分担意識 ： 美里町 ■



資料：美里町の地域福祉に関する意識調査（平成27年度）

■ 性別役割分担意識 ： 埼玉県 ■



資料：平成24年度 埼玉県男女共同参画に関する意識・実態調査（調査対象・県在住の20歳以上の男女3,000人）

(4) 課題のとりまとめ

本町が行ったアンケート調査を基に、各分野での男女の「地位の平等感」を見ると、「家庭」や「教育」では平等感が高く、「職場」「社会通念や風潮」では低いということがわかります。

また、すべての項目に対して、男性は「平等になっている」と考えている人の割合が高く、男性と女性で感じ方に違いがあります。

一方、「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「同感する」と答えた人の割合は、男女とも埼玉県の調査よりも低い結果になりました。また、全体としては「同感しない」と答えた人が男女とも最も多い結果となりました。

性別だけを理由に役割を固定的に分けてしまうことは、結果として個人の能力を発揮する機会や、自由な選択ができる機会を失ってしまうことになります。一人ひとりが自分の可能性にチャレンジでき、またその個性と能力を十分発揮できる環境をつくり、活力ある地域づくりを進めていくことが大切です。

今日の社会情勢は大きく変化し、男女とも、自らの意志により能力を発揮し、活躍できる環境は広がりつつあります。

しかし、埼玉県が行った平成24年度男女共同参画に関する意識・実態調査に表れているように世代によっては、依然として固定的性別役割分担意識が根強く残っており、働く女性の環境整備や介護の問題、配偶者等からの暴力など、解決すべき課題があるのが現状です。

全国的な傾向と同様に、本町においても、高齢者が増加し生産年齢人口が減少していくことが予測されます。子育てや介護などを支えるためには、これまでの枠にとらわれず、一人ひとりの個性と能力を存分に発揮して、地域全体の活力を高めていく必要があります。

すべての人の人権が尊重され、ともに支えあい、いきいきと充実した生活を送ることができる社会を目指す男女共同参画の推進は、行政だけでなく、関係機関や町民が一体となって推進していくことが大切です。

第3章 計画の内容

【基本目標1】男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

《施策1》社会における制度や慣行の見直し、意識改革

男女共同参画社会の実現に向けて法的な整備は進みつつありますが、地域社会や家庭内には、性別による固定的な役割分担意識が依然として残っており、男女の自由な活動の選択を妨げる要因ともなっています。男女の人権の尊重は、男女共同参画社会を形成する上で、その根底をなす基本理念です。

そのため、男女が個人として尊重され、あらゆる分野で差別や偏見による不公平な扱いや性に起因する暴力を受けることのないよう、様々な機会を通じて人権意識の高揚を図るための啓発活動を充実させていきます。

また、固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女が自立した一人の人間として尊重され、ともに社会のあらゆる分野に参画していけるよう、男女共同参画意識の普及と高揚に努めます。

1. 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進

具体的な施策	実施内容	担当課
①人権尊重意識の浸透を図るためのセミナー、講座の開催	・個人の尊重、法の下での平等、男女共同参画が生活の中で生かせるようセミナーや講座を開催し、人権意識の高揚を図ります。 ・全町民を対象にした人権に関する研修会を開催します。	総務課 生涯学習課
②啓発誌の発行	・情報誌「きらきら」の発行により男女共同参画意識の啓発を図ります。	総務課
③人権啓発活動の推進	・啓発用品の配布、視聴覚教材の貸し出しなどにより人権意識の啓発を図ります。	総務課 生涯学習課

2. 性別による固定的役割分担意識解消

具体的な施策	実施内容	担当課
①性別による固定的役割分担意識の解消を目指す啓発活動	・性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自由に活動を選択できるよう啓発活動を充実します。	総務課

3. 各種相談事業の実施

具体的な施策	実施内容	担当課
①相談事業の実施	・女性のための総合相談（なんでも相談）、行政相談（法律相談・心配ごと相談）等各種相談事業の実施を図ります。	総務課 関係各課
②相談窓口のPR	・女性のための総合相談（なんでも相談）、行政相談（法律相談・心配ごと相談）等各種相談事業の実施を広く周知し、相談しやすい環境を整えます。	総務課 関係各課

《施策2》政策や方針決定過程への男女共同参画

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる意志決定過程に男女が平等な立場で参画することが重要です。しかし、女性の政策・方針決定の場への参画は依然として少ない状況にあります。

そのため、今後は女性の意見が町政に反映されるよう、委員会・審議会等への女性委員の割合を高めるよう努めます。また、町の政策決定にかかわる女性管理職は、少ない状況であり、管理職への登用が進むよう人材育成を図ります。

1. 審議会等における女性委員の割合の向上

具体的な施策	実施内容	担当課
①審議会等における女性委員の割合の向上	・各種審議会等への女性委員の割合を高めるため、関係各課へ理解を求め、働きかけを継続して行います。	総務課
②公募制度の推進	・各種の委員会、審議会などの開催にあたっては、特に、女性や若者、各種グループの代表、公募による住民などの参画を促進し、幅広い層の意見の反映を図ります。	総務課 関係各課
③女性管理職の登用	・町職員の女性管理職を積極的に登用します。	総合政策課

2. 男女の人材発掘・リーダー等の育成

具体的な施策	実施内容	担当課
①女性団体、女性リーダーの育成	・町内にある各種女性団体の積極的な育成に努めるとともに女性リーダーの養成と資質の向上に努めます。	総務課 関係各課
②男性リーダーの育成	・各種研修会や男女共同参画を推進する男性リーダーを養成するために積極的に講座の開催や情報提供等を行い男性リーダーの育成に努めます。	総務課 関係各課

【基本目標２】男女共同参画を進める地域づくり

《施策１》家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援

家庭・仕事・地域のバランスが取れた生活の実現は、男女共同参画社会の形成に向けて極めて重要となります。しかし、依然として家事や育児、介護等は女性が行うものであるという固定的な性別役割分担意識が残っており、女性の自由な活動の選択を妨げる要因ともなっています。

そのため、男女が家庭を大切にしながら、その能力を十分に発揮し、生きがいを持って働くことができるよう、家族の協力と事業所の理解を促し、育児や家族の介護等の家庭生活と仕事が両立できるよう環境整備に努めます。

また、女性に偏りがちな子育てや介護の負担を軽減し、男女が仕事や地域活動を安心して行なうために保育所の運営支援や子育て支援、在宅サービスの拡充など各種支援の充実に努めます。さらに、地域全体で支え合う体制を整えます。

１．子育て支援等の充実

具体的な施策	実施内容	担当課
①子育て相談事業の充実	・いつでも気軽に相談や指導が受けられるよう、関係機関との連携を強化し、子育てに関する情報提供を行い、相談事業の充実を図ります。	住民福祉課 保険健康課
②ひとり親家庭の自立促進	・ひとり親家庭における子育てを支援するため、福祉サービスの充実を図ります。	住民福祉課
③放課後児童支援の充実	・保護者の就労などのため、放課後の児童の生活の場として、放課後児童健全育成事業の充実を図ります。	住民福祉課
④保育支援の充実	・低年齢保育や時間外保育及び障がい児保育など、社会情勢に応じ多様化するニーズに対応した保育内容や受け入れ態勢の充実を図ります。	住民福祉課
⑤保育所や幼稚園への支援	・児童の生活の場である保育所や幼稚園の施設の充実及び安全対策の徹底を図るため、適切な施設・設備の整備、維持管理を支援します。	住民福祉課 学校教育課
⑥高齢者支援の充実	・働きながら、安心して介護が行われるよう、サービス供給体制の整備・充実を図ります。	住民福祉課 保険健康課

2. 家庭での男女共同参画の意識啓発

具体的な施策	実施内容	担当課
①家庭教育の充実	・家庭における子育て機能の充実が子供の成長にとって重要であることから、母子保健事業やPTA活動、地域活動などと連携し、家庭教育の充実を図るとともに、父親を対象とした家庭教育研修等事業を実施します。	保険健康課 学校教育課
②父親の子育て参加の促進	・父親の子育てへの参加割合が低いことから、両親学級の充実を図ります。	保険健康課

《施策2》働く場における男女共同参画の推進

男女雇用機会均等法の周知に努めるとともに、職場における男女の格差を是正するため労働環境の整備を促進します。

また、男女が働きやすい環境を整備するためセクシュアル・ハラスメント※17、パワー・ハラスメント※18の防止に向けた啓発を行い、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に努め、育児・介護休業の取得がしやすく、職場復帰しやすい環境の整備を促進します。

さらに、農業、商工自営業に従事する女性が、正当な労働評価がなされ、その地位が向上するよう働きかけます。

1. 就労環境の整備促進

具体的な施策	実施内容	担当課
①企業等に対する普及啓発活動の推進	・企業等に対し、セクハラ・パワハラの防止、女性の管理職登用・研修機会の拡大等、また男女雇用機会均等法や育児・介護休暇制度等、法制度やその活用についてパンフレット等により啓発を図ります。	総務課
②ワーク・ライフ・バランスの推進	・男女ともに仕事と家庭・地域活動のバランスのとれた生活を実現するため、定時退社、フレックスタイム制※19等の推進に取り組みます。	総務課
③女性の就業支援	・女性の職域拡大や再就職を希望する女性を支援するため、県や関係機関と連携して能力開発や就職に関する講座等の情報提供を行います。	農林商工課

2. 農業、商工業における男女共同参画の推進

具体的な施策	実施内容	担当課
①農業従事者への支援	・男女を問わず、農業従事者が意欲と生きがいを持って農業が継続できるよう、農業経営や農業技術の向上等が図れるよう支援を行います。	農林商工課
③商工団体への支援	・自営業等に携わる男女がともに快適に働くことができるよう、男女共同参画の推進に向けた支援を行います。	農林商工課



-
- ※17 **セクシュアル・ハラスメント**：主として職場を中心として行われる性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な言動や、それへの対応によって仕事をする上での一定の不利益を与えること。性的関係の強要に対する拒否の代償として解雇や昇進差別等を加える「対価型」、性的言動を繰り返すなど相手に不快感を与えるなどの「環境型」などがある。
- ※18 **パワー・ハラスメント**：権力や地位を利用した嫌がらせのこと。会社などで職権などの権力差（パワー）を背景にし、本来の業務の範疇を超えて継続的に人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為を指す。
- ※19 **フレックスタイム制**：労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の1つをいう。

《施策3》男女共同参画の視点に立った教育の実施

一人ひとりが男女共同参画の考え方を理解し、個性と能力を発揮して自らの意思で行動できるよう、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。

また、あらゆる年代の男女が、互いの人格や個性を尊重しあい、社会の様々な分野に参画していけるよう、家庭や地域で学習機会の充実を図り、生涯にわたる男女共同参画の学習を推進します。

1. 学校教育における男女平等教育の推進

具体的な施策	実施内容	担当課
①男女平等教育の推進	・男女平等意識の高揚を図る教育を推進するために、各教科・各領域等の教育活動全体を男女平等の視点から見直し、人権教育・男女平等の教育を計画的・組織的・継続的に行います。	学校教育課
②教職員の研修の充実	・教職員の年間校内研修において、人権教育・男女平等教育の研修を位置づけ、内容の充実を図るとともに、全教職員の共通理解を図ります。また、校外における研修も積極的に活用します。	学校教育課
③保護者・PTA への啓発の充実	・学校だより、学年・学級だより、保護者会等において、男女平等に関する話題を取り上げるなど、家庭や地域社会の理解と協力を得よう努めます。 ・学校を拠点とした生涯学習事業である「小学校 PTA 家庭教育学級」及び「中学校開放講座」の中に男女共同参画を含む人権講座を開催します。	学校教育課 生涯学習課
④体験学習の充実	・各学校における係り活動や当番活動、委員会活動等において、男女が互いに尊重し、協力していく体験活動の充実を図り、男女平等意識の高揚を図ります。	学校教育課

2. 生涯学習における男女共同参画の推進

具体的な施策	実施内容	担当課
①男女共同参画に関する講座の実施	・男女平等社会の確立に向け、意識と能力を高め社会に参画する力を付ける講座や、男女共同参画意識を高める講座を開催します。	総務課
②学習情報の提供	・「公民館だより」に講座情報を掲載し、各公民館内にポスターを掲示するなどして学習情報の提供を行います。	生涯学習課
③男性向け講座の開催	・男性が家事に関わるきっかけとして、男性を対象とした料理教室等を開催します。	総務課 保険健康課

【基本目標3】安心、安全に暮らせる男女共同参画まちづくり

《施策1》安心、安全なまちづくりへの男女共同参画

高齢者、障がい者等の介護を必要とする人やその家族が、仕事と家庭生活を両立し、社会参画できるよう、情報提供や事業の取り組みが必要とされています。

このため、高齢者が生きがいをもって生活できるよう高齢者団体の活動や雇用の機会を確保するための支援を行います。また、障がい者の自立を目指して、相談事業の実施や就労支援をはじめとする障がい者への各種支援を行います。

同時に、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるよう、犯罪のないまちづくりを進めるため、防犯体制の整備を進めるとともに、新たに男女共同参画の視点に立った防災対策の推進に努めます。

1. 高齢者支援の充実

具体的な施策	実施内容	担当課
①老人クラブへの支援	・単位老人クラブ及び老人クラブ連合会の会員が、社会奉仕、趣味教養、スポーツなど様々な分野で生きがいを持って生活できるよう支援を行います。	住民福祉課 (社会福祉協議会)
②高齢者への各種支援	・高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立して生活できるよう、必要に応じた在宅サービス、自立に向けたサービスを提供していきます。	保険健康課 住民福祉課
③高齢者への就労支援	・高齢者の意欲及び能力に応じ、雇用の機会その他の多様な就業の機会が確保され、安定した生活ができるよう、シルバー人材センターへ支援を行います。	住民福祉課
④高齢者の学習の場の提供	・高齢者向けの各種講座を公民館等で開催します。	住民福祉課 保険健康課 生涯学習課

2. 障害者(児)やひとり親家庭の福祉の充実

具体的な施策	実施内容	担当課
①障がい者(児)相談事業の実施	- 身体、知的、精神障がい者(児)の生活全般にわたる相談や福祉サービスの利用援助などを指定相談支援事業者に委託し実施します。 - 発達障害など発達の遅れに関する相談を受け、早期対応に努めます。	住民福祉課 保険健康課
②障がい者の就労支援	障がい者就労支援センターやハローワークなどと連携し、障がい者の就労支援を実施します。	住民福祉課
③障がい者(児)に対する各種支援の実施	障害者総合支援法に定める地域生活支援事業、重度心身障害者医療費助成、障がい者関係団体への助成など様々な支援を行います。	住民福祉課
④ひとり親家庭に対する各種支援の実施	児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成などの様々な支援を実施します。	住民福祉課

3. 防犯体制の整備

具体的な施策	実施内容	担当課
①防犯活動ボランティアの育成	防犯ボランティア団体(行政区等)に対し、研修会、講習会を開催します。	総務課

4. 交通安全対策の充実

具体的な施策	実施内容	担当課
①交通安全施設の整備	カーブミラー、区画線、街路照明灯などを整備し交通安全施設の充実に努めます。	建設環境課
②交通安全に対する意識向上の推進	- 街頭キャンペーンを実施し、交通事故防止を推進します。 - 交通指導員による立哨指導や交通安全教室を実施し、交通安全に対する意識の向上を図ります。	建設環境課

5. 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

具体的な施策	実施内容	担当課
①男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	・防災の分野において、女性の視点やニーズを活かすため、防災訓練等への女性の参画を推進し、地域の安全基盤づくりに努めます。	総務課
②男女共同参画の視点に立った災害時の対応	・災害時に女性が抱える様々な不安や悩み、妊婦などに配慮した避難所等の設置・運営に努めます。	総務課 関係各課
③防災・復興における男女共同参画の促進	・防災・復興に関する取組が男女共同参画の視点を反映したものとなるように、関連した各委員会へ女性の参加を推進するよう関係各課と連携を図ります。	総務課 関係各課

《施策2》女性の健康支援

食生活の変化や運動不足などを起因とする生活習慣病を予防し、生涯を通じた健康を維持するため、各種健診や相談などの対策を行い、健康づくり事業の充実を図ります。

また、食と健康について関心が持てるよう、情報の提供と食育の推進を図ります。

1. 健康増進事業の推進

具体的な施策	実施内容	担当課
①各種検診体制の向上と充実	・市民の健康管理を推進するため、各種がん検診や特定健康診査等を実施することで、疾病の早期発見・早期治療に努めます。	保険健康課
②健康相談の充実	・健康に関する疑問や心配ごとに対して、保健師・栄養士等による健康相談を実施し、健康への適切なアドバイスをします。	保険健康課
③健康に関する啓発の実施	・健康について自覚を促すため、健康保持のための正しい知識の啓発に努めます。	保険健康課

2. 母子保健事業の充実

具体的な施策	実施内容	担当課
①母子保健サービスの充実	・安心して出産・育児が行えるよう、妊婦健診費用の助成や母親学級（両親学級）の実施、赤ちゃん訪問や乳幼児健診、各種相談事業を充実させ、母子の健康づくりや育児不安の解消に努めます。 ・少子化対策及び次世代育成支援の推進を図るため、不妊治療費の助成を行います。 ・予防接種率の向上に努め、予防接種で防ぐことのできる病気を予防します。	保険健康課

3. 食育の推進

具体的な施策	実施内容	担当課
①正しい食の情報提供	・食と健康との関係について理解を促すため広報誌や啓発パンフレット等により食の啓発・PRに努めます。	保険健康課
②料理講習会を通じた食育の推進	・各種料理教室による料理講座を通し、食育の推進を図ります。	保険健康課
③地元農産物の利用促進	・食育の一環として、地産地消の推進により、地元産農産物の利用促進を図ります。 ・学校給食において、地元で採れた旬の食材を利用することは安全面、経済面においても有意義であり、今後より多くの食材を取り入れるような取り組みを進めます。	農林商工課 学校教育課 保険健康課

《施策3》女性に対するあらゆる暴力の根絶

男女共同参画社会の実現の基本となるのは人権の尊重です。だれもが生まれながらにして持っている人間としての権利は、どのような時でも尊重されなければなりません。しかし、配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。)やセクシュアル・ハラスメント等の人権を侵害する行為が男女共同参画社会の実現を大きく阻んでいる現状があります。

女性に対する暴力は、犯罪であり、決して許されるものではありません。特に、DVは、社会の理解が不十分なため家庭内の問題として見過ごされやすく、被害が潜在化しやすい傾向にありました。

そこで、DVをはじめセクシュアル・ハラスメント、ストーカー等、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、関係機関と連携し、女性に対する暴力に対処するための体制整備を進めます。

なお、平成19年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、市町村DV基本計画の策定が努力義務化され、対策の強化が求められています。こうした中、本町では、上記施策の「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を美里町における「DV防止基本計画」と位置づけ、本プランと一体的に策定します。

平成25年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正されました。

1. 暴力の防止に向けた意識啓発

具体的な施策	実施内容	担当課
①暴力の防止に向けた啓発活動	・人権尊重の観点から、様々な機会を通じて、DVに対する認識を深め、防止のための意識啓発を推進します。	総務課
②啓発誌の発行等による啓発	・女性に対する暴力を防止するため、情報誌・広報誌などの配布、関連図書及び啓発ビデオの貸し出しにより啓発活動の充実を強化します。	総務課

2. 相談体制の充実

具体的な施策	実施内容	担当課
①相談事業の実施	・DV等の相談に対応できるよう庁内の体制を整え、相談事業を実施します。	総務課 関係各課
②相談窓口のPR	・DV等の相談に応じるため、広報誌や町ホームページの他、様々な機会を通じて相談窓口の周知を図り、相談者が相談しやすい環境を整えます。	総務課 関係各課

3. 暴力被害者の保護と支援

具体的な施策	実施内容	担当課
①保護支援体制の充実（庁内会議の設置）	・被害者の救済を迅速に、かつ全庁的に行なうため、「庁内会議」を設置し、ケースに応じた対応ができるよう体制を整えます。	総務課 関係各課
②関係機関との連携	・被害者の保護と支援のため警察、婦人相談センター、女性のための緊急一時避難所等関係機関との連携を推進します。	総務課 住民福祉課

4. 多様な自立に関する支援の提供

具体的な施策	実施内容	担当課
①自立に関する支援の充実	・DV被害者が、避難先で落ち着いた生活を取り戻すために、心身の健康回復のための支援や自立に向けた様々な支援を行います。 ・面接相談・電話相談・専門相談の充実を図ります。 ・被害者に関する個人情報の保護に努めます。 ・子どもに対する支援の充実を図ります。	総務課 住民福祉課 学校教育課 保険健康課

第4章 計画の推進

1. 庁内推進体制の確立

男女共同参画に関する施策は、市政のあらゆる分野にわたっており、円滑に施策を実施していくためには、庁内の推進体制を整備し、全庁的に推進していく必要があります。

このため、庁内の関係各課からなる「男女共同参画推進委員会」を設置し、男女共同参画社会の形成に向け、総合的かつ計画的に取り組みを進めていきます。

具体的な施策	実施内容	担当課
①男女共同参画推進委員会の開催	・計画の推進と男女共同参画推進施策の着実な実施を図ります。	総務課
②職員に対する意識啓発の推進	・職員に男女共同参画意識を定着させるよう、研修等を通じた意識啓発を行います。	総務課
③施策の進行管理	・現在作成している「第5次美里町総合振興計画」との整合性を図り、総合的な視点から各種施策の進行管理を行うとともに、計画の推進状況を客観的に評価するため、定期的に調査を行います。	総務課

2. 住民参加による計画の推進

男女共同参画の推進に当たっては、あらゆる分野での取り組みを展開することが重要であり、町が直接行う施策だけでなく、町民や地域、事業者等がそれぞれの立場でその目的を理解し、主体的な取り組みを展開することが欠かせません。

そのため、町は各種施策に対する町民の参画を支援するとともに、団体、事業者等への情報提供を行い、地域構成員による主体的な男女共同参画推進活動を促進していきます。

具体的な施策	実施内容	担当課
①町民との協働による男女共同参画の講演、セミナー等の実施	・男女共同参画の理解と認識を深め、町民の主体的な取り組みを促すため、町民と協働して講座やセミナー等を開催します。	総務課
②各種関係団体との連携	・各種関係団体等と連携し、情報の交換や共催事業を通して、普及啓発を進めます。	総務課
③情報の収集と提供	・毎月発行の「広報みさと」やホームページ等を通じて全町民向けに、各種講座・イベント等の募集・紹介や啓発記事を発信します。また、町長への手紙等を活用し、町民の意見を聴く手段を拡大させます。	総務課

3. 国・県等との連携

男女共同参画を推進するための施策は多岐にわたり、町単独での対応が不可能なことが多くあります。

このため、国や県、その他関係機関と連携、協力を積極的に行い、計画を推進する体制を整備します。

具体的な施策	実施内容	担当課
①国・県、他市町村等との情報交換、連携の強化	・計画の推進にあたり、国や県、他市町村との連携を強化します。また、国や県の男女共同参画に関する情報を積極的に収集し、町民等に周知するとともに、国・県の施策を町に反映させることや、国・県へ要望をしていきます。	総務課



参考資料

【1】法令等

1 日本国憲法（抄）

（昭和 21 年 11 月 3 日公布 昭和 22 年 5 月 3 日施行）

（基本的人権の享有）

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

（個人の尊重と公共の福祉）

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（法の下での平等）

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。〔2、3 項略〕

（家庭生活における個人の尊厳と両性の平等）

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質の平等に立脚して、制定されなければならない。

2 女子差別撤廃条約（前文）

正式名称：女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和 54 年（1979 年）12 月 18 日国際連合採択

昭和 60 年（1985 年）6 月 25 日批准条約第 7 号

この条約の締結国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界的人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締結国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、
しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平

等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確認し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子に役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者

の保護に関する法律

(平成 13 年 法律第 31 号)

最終改正：平成 26 年 4 月 23 日 法律第 28 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総 則

(定義)

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を

防止するとともに、被害者の自立を支援することを
含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道府県警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者から

の生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当

該親族等が 15 歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第 11 条 前条第 1 項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第 1 項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第 12 条 第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第 10 条第 3 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第 10 条第 4 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、

申立書には、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治 41 年法律第 53 号）第 58 条の 2 第 1 項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第 13 条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第 14 条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

- 第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
 - 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
 - 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援

センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後

において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て）

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の

管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第 2 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 5 章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの

二 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

（この法律の準用）

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し

被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成19年7月11日法律第113号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関

する法律第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則（平成 25 年 7 月 3 日法律第 72 号）抄
（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

附則（平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号）抄
（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第 1 条中次世代育成支援対策推進法附則第 2 条第 1 項の改正規定並びに附則第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条並びに第 19 条の規定 公布の日
- 二 第 2 条並びに附則第 3 条、第 7 条から第 10 条まで、第 12 条及び第 15 条から第 18 条までの規定 平成 26 年 10 月 1 日

（政令への委任）

第 19 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

4 男女雇用機会均等法（抄）

正式名称：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

（昭和 47 年法律第 113 号）

最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 67 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、法の下に平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

第 2 条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

- 2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従って、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第 3 条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（男女雇用機会均等対策基本方針）

第 4 条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項
 - 二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定めなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議

会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前2項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第1節 性別を理由とする差別の禁止等

(性別を理由とする差別の禁止)

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第6条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置(業務の配分及び権限の付与を含む)、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であって厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(性別以外の事由を要件とする措置)

第7条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であって労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第8条 前3条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第9条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であって厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後1年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

第10条 厚生労働大臣は、第5条から第7条まで及び前条第1項から第3項までの規定に定める事項に関し、事業主が適正に対処するために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

2 第4条第4項及び第5項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第2節 事業主の講ずべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第11条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者とその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第 12 条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第 13 条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第 4 条第 4 項及び第 5 項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第 4 項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第 3 節 事業主に対する国の援助

第 14 条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析

二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善するに当たって必要となる措置に関する計画の作成

三 前号の計画で定める措置の実施

四 前 3 号の措置を実施するために必要な体制の整備

五 前各号の措置の実施状況の開示

第 3 章 紛争の解決

第 1 節 紛争の解決の援助

(苦情の自主的解決)

第 15 条 事業主は、第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 12 条及び第 13 条第 1 項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理する

ための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第 16 条 第 5 条から第 7 条まで、第 9 条、第 11 条第 1 項、第 12 条及び第 13 条第 1 項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成 13 年法律第 112 号）第 4 条、第 5 条及び第 12 条から第 19 条までの規定は適用せず、次条から第 27 条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第 17 条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助をもとめられた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第 2 節 調停

(調停の委任)

第 18 条 都道府県労働局長は、第 16 条に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第 6 条第 1 項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。

2 前条第 2 項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第 19 条 前条第 1 項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、3 人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第 20 条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第 11 条第 1 項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る

職場において性的な言動を行ったとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第 21 条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第 22 条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第 23 条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切ったときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の中断)

第 24 条 前条第 1 項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第 2 項の通知を受けた日から 30 日以内に調停の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があったものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第 25 条 第 18 条第 1 項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、4 月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によって当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第 1 項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第 1 項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第 26 条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第 27 条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第 4 章 雑則

(調査等)

第 28 条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 29 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第 30 条 厚生労働大臣は、第 5 条から第 7 条まで、第 9 条第 1 項から第 3 項まで、第 11 条第 1 項、第 12 条及び第 12 条第 1 項の規定に違反している事業主に対し、前条第 1 項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けたものがこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第 31 条 船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 6 条第 1 項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第 4 条第 1 項並びに同条第 4 項及び第 5 項（同条第 6 項、第 10 条第 2 項、第 11 条第 3 項及び第 13 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 10 条第 1 項、第 11 条第 2 項、第 13 条第 2 項並びに前 3 条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第 4 条第 4 項（同条第 6 項、第 10 条第 2 項、第 11 条第 3 項及び第 13 条第 3 項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第 6 条第 2 号、第 7 条、第 9 条第 3 項、第 12 条及び第 29 条第 2 項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第 9 条第 3 項中「労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第

2 項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 87 条第 1 項又は第 2 項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項及び第 29 条第 2 項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）第 18 条第 1 項中「第 6 条第 1 項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「第 21 条第 3 項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第 18 条第 1 項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第 19 条から第 27 条までの規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、3 人の調停員で構成する合議体で取り扱う。

4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

5 第 20 条から第 27 条までの規定は、第 2 項の調停について準用する。この場合において、第 20 条から第 23 条まで及び第 26 条中「委員会」とあるのは「調停員は」と、第 21 条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第 26 条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第 27 条中「この節」とあるのは「第 31 条第 3 項から第 5 項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

（適用除外）

第 32 条 第 2 章第 1 節及び第 3 節、前章、第 29 条並びに第 30 条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第 2 章第 2 節の規定は、一般職の国家公務員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和 23 年法律第 257 号）第 2 条第 2 号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和 26 年法律第 299 号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和 22 年法律第 85 号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 2 条第 5 項に規定する隊員に関しては適用しない。

第五章 罰則

第 33 条 第 29 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年 12 月 2 日法律第 78 号）

1 この法律（第 1 条を除く。）は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則（昭和 60 年 6 月 1 日法律第 45 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第 19 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第 20 条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第 1 条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び第 2 条の規定による改正後の労働基準法第 6 章の 2 の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成 3 年 5 月 15 日法律第 76 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 6 月 9 日法律第 107 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第9条 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家については、前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第30条及び第31条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家に関し、労働省令で定めるところにより、当該働く婦人の家を設置している地方公共団体が当該働く婦人の家を第2条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第34条に規定する勤労者家庭支援施設に変更したい旨の申出を労働大臣に行い、労働大臣が当該申出を承認した場合には、当該承認の日において、当該働く婦人の家は、同条に規定する勤労者家庭支援施設となるものとする。

附 則 (平成9年6月18日法律第92号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成11年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第3条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第5条、第6条、第7条(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第3条、第6条、第7条、第10条及び第14条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第1条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第26条の前の見出しの改正規定、同条の改正規定(「事業主は」の下に「、労働省令で定めるところにより」を加える部分及び「できるような配慮をするように努めなければならない」を「できるようにしなければならない」に改める部分に限る。)、同法第27条の改正規定(「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める部分及び同条に2項を加える部分に限る。)、同法第34条の改正規定(「及び第12条第2項」を「、第12条第2項及び第27条第3項」に改める部分、「第12条第1項」の下に「、第27条第2項」を加える部分及び「第14条及び」を「第14条、第26条及び」に改める部分に限る。))及び同法第35条の改正規定、第3条中労働基準法第65条第1項の改正規定(「10週間」を「14週間」に改める部分に限る。)、第7条

中労働省設置法第5条第41号の改正規定(「が講ずるよう努めるべき措置についての」を「に対する」に改める部分に限る。))並びに附則第5条、第12条及び第13条の規定並びに附則第14条中運輸省設置法(昭和24年法律第157号)第4条第1項第24号の2の3の改正規定(「講ずるよう努めるべき措置についての指針」を「講ずべき措置についての指針等」に改める部分に限る。)) 平成10年4月1日

(罰則に関する経過措置)

第2条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年7月16日法律第87号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中地方自治法第250条の次に5条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第250条の9第1項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第40条中自然公園法附則第9項及び第10項の改正規定(同法附則第10項に係る部分に限る。)、第244条の規定(農業改良助長法第14条の3の改正規定に係る部分を除く。))並びに第472条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第6条、第8条及び第17条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第7条、第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第4項及び第5項、第73条、第77条、第157条第4項から第6項まで、第160条、第163条、第164条並びに第202条の規定 公布の日

(新地方自治法第156条第4項の適用の特例)

第122条 第375条の規定による改正後の労働省設置法の規定による都道府県労働局(以下「都道府県労働局」という。)であって、この法律の施行の際第375条の規定による改正前の労働省設置法の規定による都道府県労働基準局の位置と同一の位置に設けられているものについては、新地方自治法第156条第4項の規定は、適用しない。

(職業安定関係地方事務官に関する経過措置)

第123条 この法律の施行の際現に旧地方自治法附則第8条に規定する職員(労働大臣又はその委任を受けた者により任命された者に限る。附則第158条において「職業安定関係地方事務官」という。)である者は、別に辞令が発せられない限り、相当の都道府県労働局の職員となるものとする。

(地方労働基準審議会等に関する経過措置)

第124条 この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による地方労働基準審議会、地方職業安定審議会、地区職業安定審議会、地方最低賃金審議会、地方家内労働審議会及び機会均等調停委員会並びにその会長、委員その他の職員は、相当の都道府県労働局の相当の機関及び職員となり、同一性をもって存続するものとする。

(国等の事務)

第159条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第161条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第160条 この法律(附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第163条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第2条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第161条 施行日前にされた国等の事務に係る処分

であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第162条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第163条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第164条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第18条、第51条及び第184条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第250条 新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第251条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第252条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の

確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 104 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 13 年 7 月 11 日法律第 112 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 11 月 16 日法律第 118 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 5 月 31 日法律第 54 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 28 条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

第 29 条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定め

るところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

第 30 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年 7 月 31 日法律第 98 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第 1 章第 1 節（別表第 1 から別表第 4 までを含む。）並びに附則第 28 条第 2 項、第 33 条第 2 項及び第 3 項並びに第 39 条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第 38 条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第 39 条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成 18 年 6 月 21 日法律第 82 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 62 号）中社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）第 2 条第 1 項第 1 号の 4 の改正規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）

第 2 条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成 13 年法律第 112 号）第 6 条第 1 項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に係属している同法第 5 条第 1 項のあつせんに係る紛争については、第 1 条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「新法」という。）第 16 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（時効の中断に関する経過措置）

第 3 条 この法律の施行の際現に委員会に係属している第 1 条の規定による改正前の雇用の分野における

男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第 14 条第 1 項の調停に関し当該調停の目的となっている請求についての新法第 24 条の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第 4 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第 5 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、新法及び第 2 条の規定による改正後の労働基準法第 64 条の 2 の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成 20 年 5 月 2 日法律第 26 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第 6 条 この法律の施行前にした行為及び前条第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第 7 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第 9 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成 24 年 6 月 27 日法律第 42 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 13 日法律第 67 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第 14 条第 2 項、第 18 条及び第 30 条の規定公布の日

（処分等の効力）

第 28 条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であってこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第 29 条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第 30 条 附則第 3 条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

（平成 19 年 12 月 18 日策定）

最終改正：平成 22 年 6 月 29 日

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
 - ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
 - ・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む
- など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の 1 つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性

や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

（多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通じて積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

（多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域のつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民や NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

（明日への投資）

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業にお

いて、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性の向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

① 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立できないき方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

（企業と働く者）

（１）企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわ

せ働き方の改革に自主的に取り組む。

（国民）

（２）国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

（国）

（３）国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

（地方公共団体）

（４）仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

6 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 法律第 78 号)
改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
同 11 年 12 月 22 日同 第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下

同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

い。

（調査研究）

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

（設置）

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

（議長）

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 〔抄〕

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成11年12月22日法律第160号)抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

7 埼玉県男女共同参画推進条例

(平成 12 年 埼玉県条例第 12 号)

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある 21 世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

第 4 条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

3 県は、第 1 項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるも

のとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。
2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。
(1) 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
(2) 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。
(3) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。
(4) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあたっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
(5) 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。
(6) 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組

を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。

- (7) 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
(8) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第10条 埼玉県男女共同参画審議会(第12条第3項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

- (1) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
(2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害さ

れた場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。

3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うものとする。

4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

（年次報告）

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

【2】 男女共同参画に関する年表（国際婦人年以降）

	国連関係	国	埼玉県	美里町
1975 年 (昭 50)	・国際婦人年(目標:平等、発展、平和) ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議開催 ・女子教職員等育児休業法公布		
1976 年 (昭 51)	・1976 年から 1985 年までの 10 年を「国際婦人の 10 年」とする ・ILO(国際労働期間)に婦人問題担当室を設置	・「民法」一部改正・施行(離婚後の氏の選択自由化) ・第 1 回日本婦人問題会議(労働省)	・生活福祉部婦人児童課に婦人問題総合窓口設置	
1977 年 (昭 52)		・国内行動計画策定(計画期間:昭和 52~61 年度) ・国立婦人教育会館が嵐山町に開館	・企画財政部に婦人問題企画室設置 ・埼玉県婦人問題協議会設置	
1978 年 (昭 53)			・埼玉県婦人問題協議会設置	
1979 年 (昭 54)	・国連総会「女子差別撤廃条約」採択		・婦人問題企画室が県民部へ組織改正	
1980 年 (昭 55)	・「国際婦人の 10 年」中間年世界会議(コペンハーゲン) ・「国際婦人の 10 年後半期行動プログラム」採択	・「民法」一部改正 ・「女子差別撤廃条約」署名	・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 ・婦人問題企画室を婦人対策課へ組織改正	
1981 年 (昭 56)	・ILO 第 156 号条約(家族責任条約)採択	・「国内行動計画後期重点目標」策定		
1984 年 (昭 59)		・「国籍法及び戸籍法」一部改正	・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定	
1985 年 (昭 60)	・国連婦人の 10 年世界会議 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「男女雇用機会均等法」の成立 ・「女子差別撤廃条約」批准	・「国際婦人の 10 年」最終年世界会議 NGO フォーラムに派遣団参加	
1986 年 (昭 61)		・婦人問題企画推進本部拡充 ・婦人問題企画推進有識者会議開催	・「男女平等社会の確立のための埼玉県計画」策定	
1987 年 (昭 62)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	・婦人対策課を婦人行政課に名称変更	

	国連関係	国	埼玉県	美里町
1990 年 (平 2)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 ・「ILO 第 171 号条約(夜業に関する条約)」		・「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定 ・埼玉県県民活動総合センター開館	
1991 年 (平 3)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」改定 ・「育児休業法」の公布(男女とも取得可能)	・婦人行政課を女性政策課に名称変更	
1992 年 (平 4)				
1993 年 (平 5)	・国連世界人権会議(ウィーン)「ウィーン宣言及び行動計画」採択	・「パートタイム労働法」施行		
1994 年 (平 6)	・国際人口・開発会議(カイロ)「行動計画」採択(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ提唱) ・「ILO 第 176 号条約(パートタイム労働に関する条約)」採択 (ILO 総会)	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置		
1995 年 (平 7)	・第 4 回世界女性会議(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児・介護休業法」の成立	・「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定	
1996 年 (平 8)		・男女共同参画推進連携会議発足 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	・世界女性みらい会議開催・「埼玉宣言」採択	
1997 年 (平 9)		・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「介護保険法」の公布 ・「育児・介護休業法」改正	・「埼玉県女性センター(仮称)基本構想」策定 ・県民部女性政策課から環境生活部女性政策課に組織改正	

	国連関係	国	埼玉県	美里町
1998 年 (平 10)			・「埼玉県女性センター(仮称)基本計画」策定	
1999 年 (平 11)	・エスキャップハイレベル政府間会議(バンコク)	・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「改正労働基準法」施行		
2000 年 (平 12)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画」策定	・「埼玉県男女共同参画推進条例」施行 ・苦情処理機関の設置	
2001 年 (平 13)		・男女共同参画会議設置、男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 ・「育児・介護休業法」改正(対象となる子の年齢の引き上げ等)	・女性政策課を男女共同参画課に名称変更	
2002 年 (平 14)			・「男女共同参画推進プラン 2010」策定 ・「埼玉県男女共同参画推進センター」(With You さいたま)開設	
2003 年 (平 15)		・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定		

	国連関係	国	埼玉県	美里町
2004 年 (平 16)		・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針策定		
2005 年 (平 17)	・第 49 回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)	・「改正育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		
2006 年 (平 18)	・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(東京)、「東京閣僚共同コミュニケ」採択	・男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	
2007 年 (平 19)	・第 2 回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(ニューデリー)、「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」採択	・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 ・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」の一部見直し	
2008 年 (平 20)	・第 52 回国連婦人の地位委員会開催(ニューヨーク)、「ジェンダー平等及び女性のエンパワメントのための資金調達」採択			
2009 年 (平 21)			・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」見直し	
2010 年 (平 22)		・「男女共同参画基本計画(第 3 次)」策定		
2011 年 (平 23)				・「美里町男女共同参画推進プラン」策定

	国連関係	国	埼玉県	美里町
2012 年 (平 24)	・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議採決	・「男女雇用機会均等法」一部改正（平成 25 年施行） ・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定	・「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ・「配偶者等から暴力防止及び被害者支援基本計画（第 3 次）」策定 ・埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）に配偶者暴力相談支援センターの機能を付加	
2013 年 (平 25)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」成立（平成 26 年施行）		
2014 年 (平 26)	・第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議採決			
2015 年 (平 27)		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画（第 4 次）」策定		・「美里町男女共同参画推進プラン」策定



美里町

美里町男女共同参画推進プラン

男女が支えあい尊重しあえるまちづくりをめざして